

令和6年度
自動車局税制改正要望の概要

令和5年8月
国土交通省自動車局

(案)

令和6年度自動車局税制改正要望事項

1. 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置 【事項要望】

物流分野の「2024 年問題」等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす倉庫が物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る特例措置に係る所要の措置を講ずる。

2. ノンステップバスや UD タクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長 【自動車重量税・自動車税(環境性能割)】

高齢者や障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、バリアフリー車両(ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー)に係る自動車重量税の特例措置を2年間延長する。加えて、ユニバーサルデザインタクシーについて、新たな認定レベル(レベル準1)を創設し、特例措置の対象を拡充する。(自動車重量税:2年間、自動車税(環境性能割):1年間)

3. 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(倉庫業及び鉄道貨物利用運送事業の用途) 【軽油引取税】

倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等が事業に使用するフォークリフト等の動力源の用途に供する軽油にかかる軽油引取税の課税免除の特例措置を3年間延長する。

4. 自動車関係諸税の課税のあり方の検討 【事項要望】

自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

5. その他

中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長

〔所得税・法人税・法人住民税・事業税〕【主管：中小企業庁】

経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上等を目指す経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいて M&A を実施した場合に、M&A 実施後のリスクに備える5年間の据置期間付きの準備金を措置するとともに、M&A 実施時に投資額の 70%以下の金額を損金算入することが可能な特例措置の期間を3年間の延長等を講ずる。

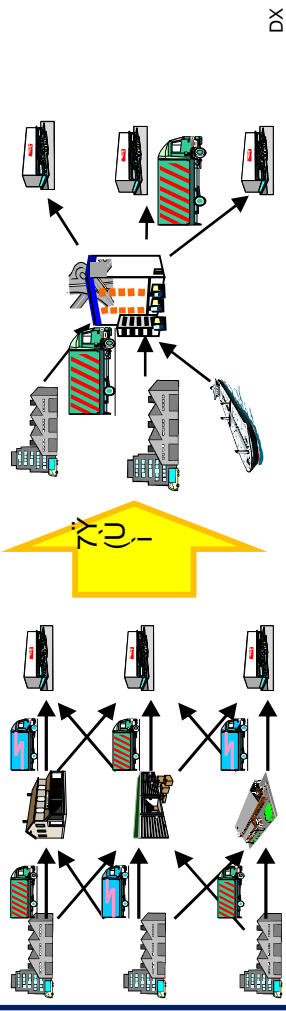
物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置
 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

2024



-
-

Ék ...f ÉX™, É



)
 2024
 17 85



(この冊子は、再生紙を使用しています。)